

# 運営規約

2024年10月1日

電話事業者認証機構  
Elite Telecom Operator Certification Body

# 電話事業者認証機構 運営規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当機構は、電話事業者認証機構と称し、英文では Elite Telecom Operator Certification Body, ETOC と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当機構は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当機構は、日本の電話番号を取り扱う事業者の認証を推進するとともに、事業者や利用者に対する周知啓発活動等を行うことにより、電気通信市場の健全な発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当機構は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行うものとする。

- (1) 電話役務等における事業者の認証制度の実施
- (2) 電話役務等電気通信分野に関する啓蒙、啓発、広報及び調査研究
- (3) 電話役務等電気通信分野の利用に関する消費者の保護、犯罪の防止及びその支援
- (4) その他当機構の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 構成員

(構成員)

第5条 当機構を構成する者は、次の2種とする。

- (1) 正構成員 当機構の目的に賛同して参加した団体
- (2) 名誉構成員 当機構に多大な功勞のあった者又は学識経験者で会長が推薦し、総会において承認された個人若しくは団体

(参加)

第6条 正構成員として当機構に参加しようとする者は、総会の承認を受けなければならない。

- 2 名誉構成員として当機構に参加する者は、会長より推薦され、総会の決議によって承認されなければならない。

(脱退)

第7条 構成員は、別に定める脱退届を提出することにより、任意にいつでも脱退することができる。

(除名)

第8条 構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正構成員の半数以上であって総正構成員の議決権の3分の2以上による決議によって当該構成員を除名することができる。

- (1) この運営規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 当機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 暴力団等反社会勢力であるとき又は暴力団等反社会勢力が経営を支配し、若しくは実質的に関与していることが判明したとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(構成員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、構成員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正構成員が同意したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。

(構成員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 構成員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当機構に対する構成員としての権利を失い、義務を免れる。その資格を喪失した正構成員については、地位を失うが、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当機構は、構成員がその資格を喪失しても、既納の金品及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第3章 総会

(総会)

第11条 当機構の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は総正構成員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正構成員の請求があるときに開催する。

(権限)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会長及び監事の選任
- (4) 運営規約の変更
- (5) その他総会で議決するものとしてこの運営規約で定められた事項のほか、当機構の運営に関する重要事項

(招集)

第 13 条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各正構成員に対して発する。

(決議の方法)

第 14 条 総会の決議は、この運営規約で別に定める場合を除き、総正構成員の議決権の過半数を有する正構成員が出席し、出席正構成員の議決権の過半数をもってこれを行う。遠隔会議による参加はこれを出席とする。

2 全ての正構成員が同意した場合は、書面若しくは電磁的方法によって総会を開催することができ、正構成員は、書面若しくは電磁的方法によってその議決権を行使することができる。

(議決権)

第 15 条 各正構成員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし運営上必要な場合は会長が指名した者がこれに当たることを妨げない。会長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

## 第 4 章 役員

(役員数)

第 17 条 当機構に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 監事 1 名以上 2 名以下

2 会長は副会長を若干名指名することができる。

(選任)

第 18 条 会長及び監事は、総会の決議によって正構成員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正構成員以外の者から選任することを妨げない。

第 19 条 副会長は正構成員の中から会長が指名し、総会の承認を得なければならない。ただし、必要があるときは、正構成員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 20 条 会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠により選任された会長、副会長及び監事の各役職の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 4 会長及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(会長及び副会長の職務権限)

第 21 条 会長は、当機構を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第 22 条 監事は、会長の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、役員及び使用人に対して事業の報告を求め、当機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第 23 条 役員は原則として無報酬とする。

## 第 5 章 委員会

(委員会)

- 第 24 条 当機構は、事業を推進するために必要があるときは、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関する重要な事項は、総会の議を経て会長が別に定める。
  - 3 会長は委員会の決定を尊重して当機構を運営しなければならない。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 25 条 当機構の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 26 条 当機構の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 27 条 当機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が書類を作成し、監事の監査を受け、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施結果に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 監査報告

(剰余金の不分配)

第 28 条 当機構は、剰余金の分配を行わない。

## 第 7 章 運営規約の変更及び解散

(運営規約の変更)

第 29 条 この運営規約は、総会において、総正構成員の半数以上であって総正構成員の 3 分の 2 以上による決議をもって変更することができる。

(解散)

第 30 条 当機構は、総会において、総正構成員の半数以上であって、総正構成員の議決権の 4 分の 3 以上による議決を経なければ解散することができない。

(解散時の残余財産の帰属)

第 31 条 当機構が清算をする場合において当機構が有する残余財産は、総会の決議を経て、当機構と類似の事業を目的とする団体、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 補則

(事務局)

第 32 条 当機構の事務を処理するため、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営その他の重要な事項は、総会の議を経て、会長が別に定める。

(実施細則)

第 33 条 この運営規約を実施するために重要な事項は、総会の議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この運営規約は、当機構の設立の日（2024 年 10 月 1 日）から施行する。

2024年9月18日 制定

一般社団法人テレコムサービス協会  
東京都中央区日本橋人形町 3-10-2 8F

一般社団法人電気通信事業者協会  
東京都千代田区神田小川町 1-10 興信ビル 2F

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
東京都中央区京橋 1 丁目 12 番 5 号 京橋 YS ビル 4 階

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会  
東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル 11F